

R 2特(わ)8 5 8

【争点整理案】

争点 1

本件噴霧乾燥器が、輸出貿易管理令の客観的要件に該当するか。具体的には、

- (1) 本件噴霧乾燥器が、輸出貿易管理令別表 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第 2 条の 2 第 2 項 5 の 2 に規定される要件（貨物等省令 3 要件）のイ・ロに該当することに争いはないが、要件ハのうち、

①「定置した状態で内部の」の解釈及び本件噴霧乾燥器の要件該当性

②「滅菌又は殺菌をすることができる」の解釈及び本件噴霧乾燥器の要件該当性

- (2) 輸出貿易管理令別表 1 の 3 の 2 の項(2) 5 の 2 に規定する、「軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置」の解釈及び本件噴霧乾燥器の要件該当性

争点 2

被告人らは、本件噴霧乾燥器が、貨物等省令 3 要件に該当し、本件改正法の規制対象に含まれると認識していたか。

【日程候補日調査】

① 8月23日～31日 [1～2日]

② 9月27日または29日 [どちらか1日]

③ 10月4日の週 [1日]

④ 10月11日の週 [1日]